平成２９年（フ）第２５４号
岐阜県関市前町18番地
債務者　粟倉　康弘
1　決定年月日時　平成29年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１５６号
静岡県富士市鈴川本町２番８号　アップルハウス204号
債務者　稲本　陽子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１６９号
静岡県富士市石坂333番地の５　広見台ドミールＫＮ・Ｂ一102、住民票上の住所静岡県富士市宮島791番地の２
債務者　渋谷　陽一
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第８２１号
京都市上京区武者小路通室町西入武者小路町434番地　ベルヴィ武者小路105
債務者　広瀬　康豊
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８３２号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪33番地の１、前住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字北溝14番地
債務者　浮田防災設備こと　浮田　敏雄
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８３３号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪33番地の１、前住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字北溝14番地
債務者　浮田マコト
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９５１号
京都市伏見区久我西出町14番地１　ディオ・フェルティ京都久我204号
債務者　田口美加子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９６３号
京都府城陽市枇杷庄知原２番地の19
債務者　前田むつ子
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９６６号
京都府長岡京市久貝２丁目15番17―304号　坪内マンション、前住所大阪市都島区御幸町１丁目８番27号　サンライズ御幸　502号
債務者　長代　幸果
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９７４号
京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町100番地
債務者　朝野　和春
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９７５号
京都市西京区牛ケ瀬奥ノ防町100番地
債務者　朝野よしの
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９８４号
京都市右京区太秦石垣町43番地７
債務者　田中　秀一
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９９２号
京都府京田辺市河原神谷66番地　17―309
債務者　和田龍三郎
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０１９号
京都市伏見区小栗栖山口町52番地27、前住所大阪府門真市野里町10番４―606号
債務者　岩本　正昭
1　決定年月日時　平成29年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４８号
兵庫県明石市二見町西二見123番地５　土山ハイツ206号室、住民票上の住所兵庫県明石市二見町西二見292番地の２　グランド・サン・フローラM307号
債務者　上甲装飾こと　上甲　晋也
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係